

第5回太良町議会（定例会第4回）

平成27年12月4日～12月14日

議 案

平成27年第5回太良町議会（定例会第4回）

会期（案）

会 期 11日間（12月4日～12月14日）

日 次	月 日	曜	種 別	開会時刻	摘 要
第 1 日	12. 4	金	本 会 議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告・行政報告 議案一括上程 町長の提案理由の説明
第 2 日	12. 5	土	休 会	—	
第 3 日	12. 6	日	休 会	—	
第 4 日	12. 7	月	（ 議 案 調 査 ）		
第 5 日	12. 8	火	本 会 議	9時30分	一 般 質 問
第 6 日	12. 9	水	（ 議 案 調 査 ）		
第 7 日	12.10	木	（ 議 案 調 査 ）		
第 8 日	12.11	金	本 会 議	9時30分	委員長報告 議案審議
第 9 日	12.12	土	休 会	—	
第10日	12.13	日	休 会	—	
第11日	12.14	月	本 会 議	9時30分	議 案 審 議

平成27年第5回太良町議会（定例会第4回）

議事日程第1号

第1日目 12月 4日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	行政報告について
日程第 5	議案一括上程 町長提案 議案第62号～議案第74号 町長の提案理由の説明

提出議案目録

議案第62号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第63号 太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第64号 多良岳200年の森設置条例の制定について

議案第65号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 太良町育英資金の給付及び貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 指定管理者の指定について

議案第70号 指定管理者の指定について

議案第71号 佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更に係る協議について

議案第72号 平成27年度太良町一般会計補正予算（第4号）について

議案第73号 平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について

議案第74号 平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

上記のとおり

平成27年12月4日

太良町長 岩 島 正 昭

議 員 派 遣 の 報 告

平成27年12月 4日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 平成27年度 市町村議会議員研修

- (1) 目 的 地域の活性化や住民のニーズに合致したまちづくりの在り方が課題となっている中、住民の代表である市町村議会議員の果たすべき役割を学ぶため。
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化センター」
- (3) 期 間 平成27年11月4日～6日
- (4) 派遣議員 竹下泰信議員、待永るい子議員

議案第62号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成27年12月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

平成27年度太良町一般会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年10月22日

太良町長 岩 島 正 昭

別紙

平成27年度太良町一般会計補正予算(第3号)

平成27年度太良町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,153,091千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17. 繰入金		249,549	35,000	284,549
	2. 基金繰入金	236,408	35,000	271,408
歳入合	計	5,118,091	35,000	5,153,091

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		382,814	35,000	417,814
	2. 道路橋梁費	330,889	35,000	365,889
歳出合	計	5,118,091	35,000	5,153,091

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
17. 繰入金	249,549	35,000	284,549	
歳入合計	5,118,091	35,000	5,153,091	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
				特 定 財 源	そ の 他			
					国 庫 支 出 金	地 方 債		
8. 土 木 費	382, 814	35, 000	417, 814					35, 000
歳 出 合 計	5, 118, 091	35, 000	5, 153, 091					35, 000

2 歳 入

(款) 17. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	6,477	35,000	41,477	1. 財政調整基金繰入金	35,000	財政調整基金繰入金
計	236,408	35,000	271,408			

3 歳 出

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

(単位: 千円)

(単位：十円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特		定		財	源		区	分
				国県支出金	地方債	一般財源						
							その他					
2. 道路維持費	201,622	35,000	236,622					35,000	15. 工事請負費	35,000	町道維持補修事業	
計	330,889	35,000	365,889					35,000				

議案第 63 号

太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

個人番号を利用する町独自の事務及び特定個人情報の提供について、条例で定める必要が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- （2）特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （3）個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- （4）情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（町の責務）

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は太良町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有する

ものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 町長	太良町子どもの医療費の助成に関する条例（平成24年条例第1号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例（平成5年条例第16号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第17号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	太良町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和57年教育委員会訓令第1号）による私立幼稚園への就園の奨励のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づく就学に係る費用の援助に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	太良町育英資金の給付及び貸付に関する規則（昭和40年規則第9号）による育英資金の給付及び貸付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	太良町子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「母子家庭等医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 町長	太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

		太良町子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子どもの医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの 重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 子どもの医療費関係情報であって規則で定めるもの 母子家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	母子家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの

	であって規則で定めるもの	
5 町長	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
6 町長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	子どもの医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		母子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
7 町長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 町長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	太良町私立幼稚園就園奨励費補	町長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって

	助金交付要綱による私立幼稚園への就園の奨励のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの		規則で定めるもの
2 教育委員会	学校教育法第19条の規定に基づく就学に係る費用の援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	太良町育英資金の給付及び貸付に関する規則による育英資金の給付及び貸付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

議案第 6 4 号

多良岳 2 0 0 年の森設置条例の制定について

多良岳 2 0 0 年の森設置条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を
求める。

平成 2 7 年 1 2 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

多良岳 2 0 0 年の森の目的、名称及び位置等について定めたいので、この案
を提出する。

別紙

多良岳200年の森設置条例（案）

（目的）

第1条 太良町有林のうち、長伐期施業に適した人工林を200年生まで育てる森づくりを行い、その過程における長伐期施業技術の習得、並びに洪水防止機能や地下水涵養機能等の森林の持つ多面的・公益的機能の展示や住民参加型の町民に開かれた森林づくり等を通して、町民の森林に対する理解と地域を愛する心を醸成することを目的として多良岳200年の森を設置する。

（名称及び位置等）

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	区分	位置	面積
多良岳200年の森	ヒノキ団地	太良町大字糸岐字大野 7790-6	41.30ha
		太良町大字糸岐字大野 7790-17	
		太良町大字糸岐字大野 7790-23	
		太良町大字糸岐字風配 6415-35	
		太良町大字糸岐字風配 6415-37	
	スギ団地	太良町大字糸岐字多良岳 8595-5	9.80ha

（業務）

第3条 町長は、第1条の目的を達成するために必要な業務を行う。

（管理）

第4条 多良岳200年の森の管理者は、町長とする。ただし、町長が必要と認めたときは、管理を委託することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 5 号

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める

平成 2 7 年 1 2 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例（案）

町長等の諸給与条例（昭和 3 1 年太良町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「643,000」を「714,000」に、「537,000」を「596,000」に、「484,000」を「537,000」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

町長、副町長及び教育長の給料の額を改定したいので、この案を提出する。

議案第66号

太良町税条例の一部を改正する条例の制定について

太良町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成27年12月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

地方税法等の一部改正により、太良町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町税条例の一部を改正する条例（案）

太良町税条例(昭和30年太良町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

- 第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、徴収金を分割して納付し、又は納入させる方法（以下「分割納付又は分割納入」という。）とする。
- 2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る町の分割納付又は分割納入においては、各納期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額

又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- (7) その他町長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に

関し必要となる書類

(5) その他町長が必要と認める書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

(3) その他町長が必要と認める事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) その他町長が必要と認める書類

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

(5) その他町長が必要と認める事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割納付又は分割納入とする。

2 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割納付又は分割納入について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
 - (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- (申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割納付又は分割納入とする。

3 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割納付又は分割納入について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は納入期限及び各納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- (4) その他町長が必要と認める事項

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第6項第3号に掲げる事項
- (4) その他町長が必要と認める事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項を次のように改める。

2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添附して町長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

（2）法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額

（3）減免を受けようとする事由

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条

第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条第1項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第90条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第139条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所

及び氏名又は名称)」に改める。

第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第10条の2第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

附則第22条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定並びに附則第3条第1項の規定 平成28年1月1日

（2）第8条から第17条まで、第18条、第23条第2項及び第3項の規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第3項及び第6条の規定 平成28年4月1日

（3）第36条の2第8項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正規定並びに附則第10条の2第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第3条第2項及び第4項、第4条、第5条、第7条及び第8条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 改正後の町税条例（以下「新条例」という）第8条から第10条まで及び第13条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下、「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第11条及び第13条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第12条及び第13条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適

用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成27年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第23条第2項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の2第8項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われる旧条例36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の町税条例（以下「旧条例」という。）第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1

項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項及び第90条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項及び第90条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の
---------	----------	--

		地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日まで

に町長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	町税条例の一部を改正する条例（平成27年太良町条例 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第6条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で、その提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附

		則第6条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該町たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき町たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る町たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により町長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項 において準用する同条 第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の 項	附則第6条第6項	附則第6条第10項に おいて準用する同条第 6項
第7項の表第19条第 2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項に おいて準用する同条第 5項
第7項の表第19条第 3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項に おいて準用する同条第 6項
第7項の表第98条第 4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項 において準用する同条 第4項
第7項の表第98条第 5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項に おいて準用する同条第 6項
第7項の表第100条 の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項に おいて準用する同条第 5項

第7項の表第101条 第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項に おいて準用する同条第 6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、町たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項 において準用する同条 第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の	附則第6条第6項	附則第6条第12項に

項		において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限

る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項 において準用する同条 第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の 項	附則第6条第6項	附則第6条第14項に おいて準用する同条第 6項
第7項の表第19条第 2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項に おいて準用する同条第 5項
第7項の表第19条第 3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項に おいて準用する同条第 6項
第7項の表第98条第 4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項 において準用する同条 第4項
第7項の表第98条第 5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項に おいて準用する同条第 6項

第7項の表第100条 の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項に おいて準用する同条第 5項
第7項の表第101条 第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項に おいて準用する同条第 6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第8条 新条例第149条の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第149条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による申告については、なお従前の例による。

議案第 6・7 号

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

太良町国民健康保険税条例（昭和 34 年太良町条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 2 項中「納期限前 10 日」を「納期限」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

- （1）氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 号に規定する個人番号をいう。）

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

太良町税条例の一部改正等により、太良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

議案第 68 号

太良町育英資金の給付及び貸付に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

太良町育英資金の給付及び貸付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

太良町育英資金の利便性の向上と円滑な運営を図るため、この案を提出する。

別紙

太良町育英資金の給付及び貸付に関する条例の 一部を改正する条例（案）

太良町育英資金の給付及び貸付に関する条例（昭和40年太良町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「180,000円」を「240,000円」に、「360,000円」を「480,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

（3）貸付額の入学時加算額

高等学校及び町長が認める学校 100,000円以内

大学及び町長が認める学校 200,000円以内

第6条第3項第1号中「540,000円」を「820,000円」に、「4年」を「6年」に改め、同項第2号中「540,000円」を「820,000円」に、「1,440,000円」を「2,120,000円」に、「6年」を「8年」に改め、同項第3号中「1,440,000円」を「2,120,000円」に、「11年」を「14年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年1月1日以降の貸付決定分から適用する。

議案第 6 9 号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 2 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町総合福祉保健センター	太良町大字多良 1 番地 17 社会福祉法人 太良町社会福祉協議会	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条の規定により、太良町総合福祉保健センターの指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第70号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年12月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町営火葬場	太良町大字糸岐3897番地1 有限会社 太良クリーンセンター	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、太良町営火葬場の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第 71 号

佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更
及び同組合規約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設の供用を開始することに伴い佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務を変更し、関係市町の負担金の負担割合を変更するため、佐賀県西部広域環境組合規約を別紙のとおり変更することを協議することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 4 日

太良町長 岩 島 正 昭

（提案理由）

佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務を変更するとともに、同組合規約を変更する必要があるので、この案を提出する。

別紙

佐賀県西部広域環境組合規約の一部を変更する規約（案）

佐賀県西部広域環境組合規約（平成19年佐賀県指令19市町村第010003号）の一部を次のように変更する。

第3条中「ごみ処理の広域化計画及び施設整備」を「ごみ処理施設の設置及び管理運営」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

事務の区分	経費の区分	負担割合
管理運営事業	組合の運営及びごみ処理施設の管理運営に要する経費	当該年度におけるごみの搬入量の割合
施設整備事業	ごみ処理施設の整備に要する経費	均等割 100分の10 人口割 100分の90

附 則

- 1 この規約は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 変更後の別表の規定にかかわらず、平成27年度の関係市町の負担金に係る負担割合については、関係市町が協議の上、別に定めるものとする。

議案第 72 号

平成 27 年度太良町一般会計補正予算（第 4 号）

平成 27 年度太良町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 77,815 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,230,906 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 27 年 12 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第73号

平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）

平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第1表 歳出予算補正」による。

平成27年12月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭